

成果と課題からわかるように「同和問題」への関心度は上位にあるけど昨年度の「高齢者の人権」に比べ、同和問題は自分事として捉える人が少ないと感じられます。人権意識を高める活動を継続し、今以上に差別の問題について、正しく知ることが差別解消に向けた第一歩であるということを理解してもらえよう啓発を続ける必要があります。今度も、地域懇談会の趣旨説明を行う際、令和元年に施行された「桂川町部落差別の解消の推進に関する条例」や「人権三法」を説明しましたが、時間の関係上内容までの説明が難しく、後日読んでいただくことになってしまいました。今後この条例の内容についても、様々な機会を通じて啓発する必要があると考えます。

「人権文化のまちづくり」を目指し、今後とも行政職員をはじめ、地域懇談会推進員が人権・同和問題を深く学べるように研修を充実する必要があります。また、関係機関と連携して取り組みを進めていくという認識を共有していきたいと思えます。

水平社創立102年の歴史

歴史的に人間の手で作られた差別に対して、明治4年に「解放令（太政官布告）」発布されましたが差別はなくなりませんでした。300年続いた身分制度の時代が紙切れ1枚でなくならなかったのは当然の結果でした。約50年経ち…大正11年、奈良県の若い人たち（阪本清一郎・駒井喜作・西光万吉）など柏原の三青年と燕会が立ち上がり、3月3日京都の岡崎公会堂で全国水平社創立大会が行われました。



燕会（全国水平社の前身となった団体）



全九州水平社創立大会記念写真

日本で最初の人権宣言とされ、水平社宣言が最後に『人の世に熱あれ、人間に光あれ』と読み上げられ盛り上がりの中、水平社が創立しました。初代の委員長は南梅吉氏です。大正12年5月1日全九州水平社（松本治一郎委員長）が創立、7月1日に飯塚町水平社（梅津高次郎委員長）が創立、大正13年6月1日に桂川村水平社が桂川小学校講堂にて創立しました。初代の委員長は二階堂慶太郎氏です。

その後、昭和の時代に入ると日本は戦争の時代に入ります。戦争は敵の兵隊をたくさん殺します。そんな時代に「命は大切だ」「差別はいけない」などの考えは戦争をしていくうえで邪魔だと弾圧し、リーダーを次々に逮捕し活動できなくなりました。全国の水平社は、とうとう消滅してしまいました。昭和20年戦争が終わり、差別をなくす運動をしていた人たちは、水平社運動を引き継ぐ新たな組織「部落解放全国委員会」を立ち上げました。約10年後、「部落解放同盟」となって現在も続いています。

現在の部落差別の状況ですが「差別書き」や「インターネット・携帯電話などによる誹謗中傷」など表には出ていませんが、見えないところで名前を隠すなどのやり方で部落差別は存在しています。

部落差別をなくすために行われてきた取り組みや事業を紹介します。昭和40年に「同和对策審議会答申」、4年後には



「同和对策特別措置法」が施行され、環境改善がなされていきました。同和地区は道路が狭く舗装されていないため、消防車や救急車が入りませんでした。また、水道や下水道も普及率が悪く、衛生面に問題があったため改善がなされました。町営住宅を作り、家を建てるための貸出金利の低減、田んぼの耕地整理や用水路の整備、ライスセンター設置や農業機械の共同貸し出しなど生活が改善されました。

教育においては、学校の中で部落差別をなくす教育「同和教育」がはじまりました。「教科書無償化」もその一例です。また、お金の心配なく高校や大学に行けるように奨学金制度ができました。現在では誰もが受けられるようになっています。

啓発においては、差別の過ちや間違いを知っていただくために「市民講座」や「地域懇談会」、「出前講座」などが行われるようになりました。

法律については、平成14年に特別措置法による環境改善は終了しましたが、新たに「人権教育・啓発の推進に関する法律」が制定されました。これは部落差別をはじめ、様々な人権問題を解決するための法律であり、憲法の「基本的人権の尊重」という目標をしっかりと見据え、地域の実情にあわせて施策するというものです。平成28年に人権に関する法律が制定されました。また、桂川町においては、令和元年に「桂川町部落差別解消の推進に関する条例」を施行しています。(P12. P13. P14) を参照